

令和2年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について（概要）

令和3年6月28日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

(1) 親事業者に対する書面調査

600名（製造委託等^(注1) 320名、役務委託等^(注2) 280名）

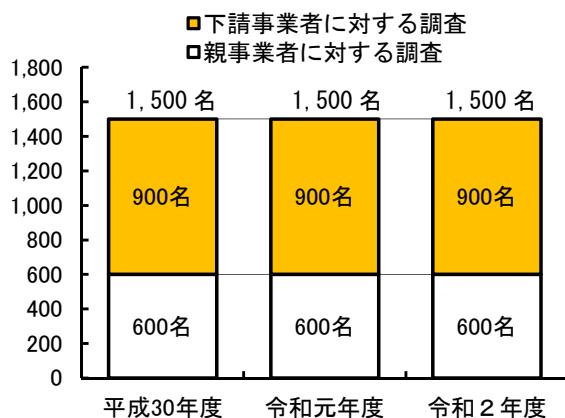
(2) 下請事業者に対する書面調査

900名（製造委託等387名、役務委託等513名）

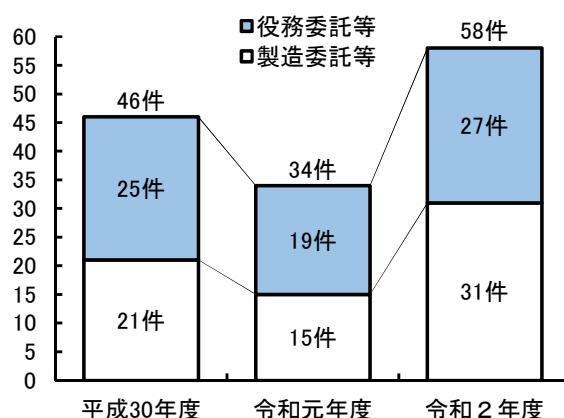
（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物の作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

<書面調査の実施状況>



<措置件数>



2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 措置件数58件

指導：58件（製造委託等31件、役務委託等27件）

(2) 違反行為の類型別件数^(注)

ア 手続規定違反（発注書面の交付義務違反等）

59件（製造委託等33件、役務委託等26件）

イ 実体規定違反（減額、支払遅延等下請事業者に不利益を与える行為）

52件（製造委託等25件、役務委託等27件）

<主な違反行為類型>

①下請代金の支払遅延（32件）

②下請代金の減額（11件）

③買いたたき（5件）

（注）1件の事件において複数の違反行為類型について措置を採っている場合があるため、手続規定違反及び実体規定違反の件数の合計と前記(1)の措置件数とは一致しない。

問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室

電話 098-866-0049（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

第2 企業間取引の公正化への取組

1 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施しており、当該講習会を1回実施した。

2 下請取引適正化推進月間

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎月11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

3 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発等を図るため、事業者団体が開催する研修会等へ講師を派遣しており、事業者団体へ講師を1回派遣した。

令和2年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について

令和3年6月28日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者600名（製造委託等^(注1)320名、役務委託等^(注2)280名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者900名（製造委託等387名、役務委託等513名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

[単位：名]

区分 年度	親事業者調査		下請事業者調査	
	全国	沖縄	全国	沖縄
令和2年度	60,000	600	300,000	900
製造委託等	36,128	320	196,879	387
役務委託等	23,872	280	103,121	513
令和元年度	60,000	600	300,000	900
製造委託等	35,810	338	200,190	416
役務委託等	24,190	262	99,810	484
平成30年度	60,000	600	300,000	900
製造委託等	39,175	369	211,741	458
役務委託等	20,825	231	88,259	442

2 下請法違反被疑事件の処理状況

（1）下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は58件（製造委託等32件、役務委託等26件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及

び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが57件、下請事業者等からの申告によるものが1件である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は60件（製造委託等33件、役務委託等27件）であり、このうち58件（製造委託等31件、役務委託等27件）について指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

年度	区分	新規着手件数 ^(注2)				処理件数			不問	計
		書面調査	申告	中小企業庁長官からの措置請求	計	(注1)勧告	(注1)指導	小計		
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	沖縄	57	1	0	58	0	58	58	2	60
製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
	沖縄	31	1	0	32	0	31	31	2	33
役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
	沖縄	26	0	0	26	0	27	27	0	27
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	沖縄	42	1	0	43	0	34	34	8	42
製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	沖縄	19	1	0	20	0	15	15	5	20
役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	沖縄	23	0	0	23	0	19	19	3	22
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	沖縄	50	2	0	52	0	46	46	4	50
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	沖縄	24	1	0	25	0	21	21	3	24
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	沖縄	26	1	0	27	0	25	25	1	26

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等の双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、合計で111件となっており、このうち、製造委託等に係るものが58件、役務委託

等に係るものが53件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は59件（類型別件数の合計の53.2%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが33件、役務委託等に係るものが26件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は52件（類型別件数の合計の46.8%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が32件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の61.5%）、②下請代金の減額が11件（同21.2%）、③買いたたきが5件（同9.6%）等となっている。

（ア） 製造委託等に係る実体規定違反は25件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が16件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の64.0%）、②下請代金の減額が5件（同20.0%）等となっている。

（イ） 役務委託等に係る実体規定違反は27件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が16件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の59.3%）、②下請代金の減額が6件（同22.2%）、③買いたたきが4件（同14.8%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

年度	区分	手続規定違反			実体規定違反											合計		
		(注2) 書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買いたたき	購入等 強制	早期 決済	割引困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916	
	沖縄	45	14	59	0	32	11	0	5	0	0	1	1	2	0	52	111	
	製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
	沖縄	24	9	33	0	16	5	0	1	0	0	1	0	2	0	25	58	
	役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
	沖縄	21	5	26	0	16	6	0	4	0	0	0	1	0	0	27	53	
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528	
	沖縄	22	4	26	1	21	6	0	2	0	2	0	1	4	0	37	63	
	製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
	沖縄	10	3	13	1	9	2	0	0	0	1	0	1	2	0	16	29	
	役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
	沖縄	12	1	13	0	12	4	0	2	0	1	0	0	2	0	21	34	
平成30年度	全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561	
	沖縄	41	7	48	0	16	6	0	3	0	0	0	0	2	0	27	75	
	製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
	沖縄	19	2	21	0	4	1	0	1	0	0	0	0	0	0	6	27	
	役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
	沖縄	22	5	27	0	12	5	0	2	0	0	0	0	2	0	21	48	

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第4表参照）

令和2年度においては、下請代金の支払遅延事件において、親事業者2名から、下請事業者11名に対し、総額4万円の遅延利息が支払われた。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年度	項目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額) <small>(注1)</small>
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	沖縄	2名	11名	4万円
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	沖縄	—	—	—
平成30年度	全国	165名	4,901名	4億2288万円
	沖縄	2名	7名	4万円

(注1) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

(注2) 該当がない場合を「—」で示した。

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

管内における令和2年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施しており、当該講習会を1回実施した。

(2) 下請取引適正化推進月間

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けており、21件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和2年度における沖縄公正取引室管内の下請取引等改善協力委員（定員）は

3名であり、7月以降、当該委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発等を図るため、事業者団体が開催する研修会に講師を派遣しており、事業者団体へ講師を1回派遣した。

令和2年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 印刷物の製造を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者の役務の提供を受けた日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日請求書提出締切、翌々月25日支払」の支払制度を探っていたため、支払遅延が生じていた。
- ② オリジナルグッズの製造を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ イベントの運営業務を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- 印刷物の製造を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者との間で、下請代金について下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。

3 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 家具等の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者に対し、手形期間が120日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（125日）を交付していた。

令和2年度における沖縄地区の景品表示法の運用状況等

令和3年6月28日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室
消費者庁

消費者庁は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供に対して、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）の規定に基づいて厳正・迅速に対処するとともに、同法の普及・啓発に関する活動を行うなど、表示等の適正化に努めている。

公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいる。

令和2年度における沖縄地区の景品表示法の運用状況等は次のとおりである。

第1 景品表示法違反被疑事件の処理状況

1 概況

景品表示法違反被疑事件については、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえ、消費者庁が、違反行為者に対して措置命令・課徴金納付命令を行うほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行うなどしている。

令和2年度における景品表示法の事件処理件数は、指導が1件であった（令和2年度の指導事件は別紙参照）。

表1 事件処理件数

(単位：件)

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
表示事件	1	0	0	0	2	1	3	1
景品事件	0	0			0	0	0	0
合 計	1	0	0	0	2	1	3	1

問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室

電話 098-866-0049 (直通)

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

2 表示事件

令和2年度に処理した表示事件は、優良誤認（景品表示法第5条第1号）が1件であった。

表2 表示事件の内訳

（単位：件）

事 件	措置命令		課徴金納付命令		指 導		合 計	
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
優良誤認 (第5条第1号)	1	0	0	0	2	1	3	1
有利誤認 (第5条第2号)	0	0	0	0	0	0	0	0
第5条第3号に基づく告示 (第5条第3号)	0	0			0	0	0	0
合 計 (延べ数)	1	0	0	0	2	1	3	1

3 景品事件

令和2年度に処理した景品事件はなかった。

4 事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置

消費者庁は、①事業者が講すべき景品類の提供及び表示に関する事項を適正に管理するために必要な体制の整備その他の必要な措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、必要な指導及び助言をするとともに、②事業者が当該措置を講じていないと認めるときは、必要な措置を講すべき旨の勧告をし、その勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

令和2年度に沖縄公正取引室及び消費者庁が行った調査の結果を踏まえて同庁が行った指導は1件であった。

第2 景品表示法の普及・啓発活動等

1 景品表示法に関する相談

令和2年度に受け付けた相談件数は71件であった。具体的な相談内容としては、①景品類の提供限度額に関する相談、②商品の表示に関する相談、③公正競争規約に関する相談等が挙げられる。

2 景品表示法に関する講師派遣等

令和2年度は、中頭郡西原町（令和2年11月）において、沖縄キリスト教学院大学の学生を対象に、景品表示法等の概要や身近な違反事例の紹介などを内容とするセミナーを行った。また、那覇市（令和2年11月）において、県内の事業者を対象に景品表示法の概要や最近の違反事例の紹介を内容とする説明会を開催した。



中頭郡西原町におけるセミナーの様子



那覇市における説明会の様子

3 関係行政機関との連携

オンラインにより開催された「消費者行政ブロック会議（九州・沖縄ブロック）」（令和2年11月）及び「景品表示法ブロック会議（四国・九州・沖縄ブロック）」（令和2年12月）に参加し、景品表示法違反被疑事件調査等の問題や景品表示法関連業務への対応等について情報共有を図るなど、関係行政機関とも協力して景品表示法の適正な執行に努めた。

このほか、沖縄県庁の景品表示法執行担当者と個別に情報交換を行い、沖縄地区における景品表示法の執行等について連携の強化に努めた。

令和2年度の指導事件

○ 表示事件

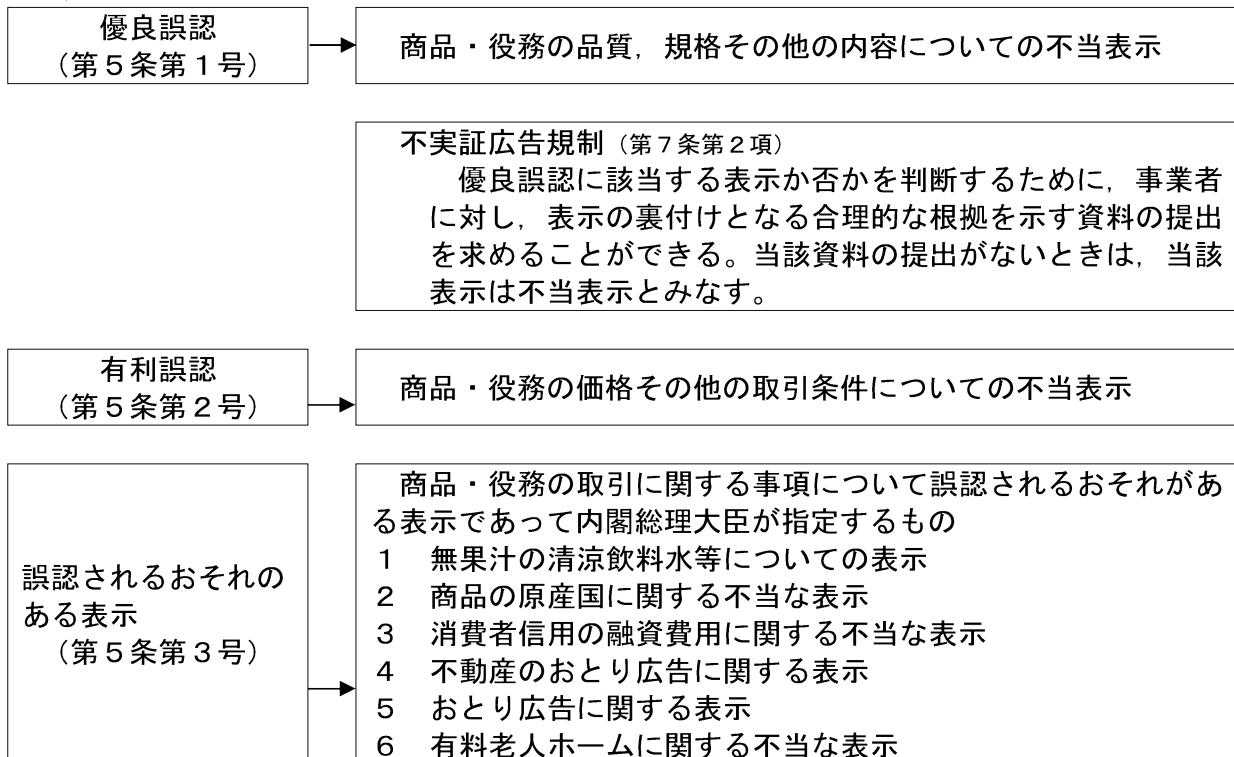
優良誤認（景品表示法第5条第1号）

事件概要
A社は、化粧品①（以下「本件商品①」という。）を販売するに当たり、アフィリエイトサイト上の広告において、アフィリエイターに、イボのケアに病院へ行かなくてもいいんです 1日〇〇回塗るだけでポツポツが取れた等と表示することを委ねたおそれがあり、当該表示は、あたかも、本件商品①の内容について、本件商品①を顔等の肌に塗るだけで皮膚のイボが取れるかのように示す表示であったが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を有しておらず、表示どおりの効果があるとまでは認められるものではなかった。
また、化粧品②（以下「本件商品②」という。）を販売するに当たり、雑誌に掲載した広告において、シワ対策の成分を贅沢に配合 美容整形注射と同じようなシワの改善効果が期待 新技術△△採用により美容成分を肌の角質の奥まで浸透させます等と表示することにより、あたかも、本件商品②を肌に塗るだけで、美容整形注射と同等のシワ改善効果があるかのように示す表示をしていたが、実際には、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を有しておらず、表示どおりの効果があるとまでは認められるものではなかった。

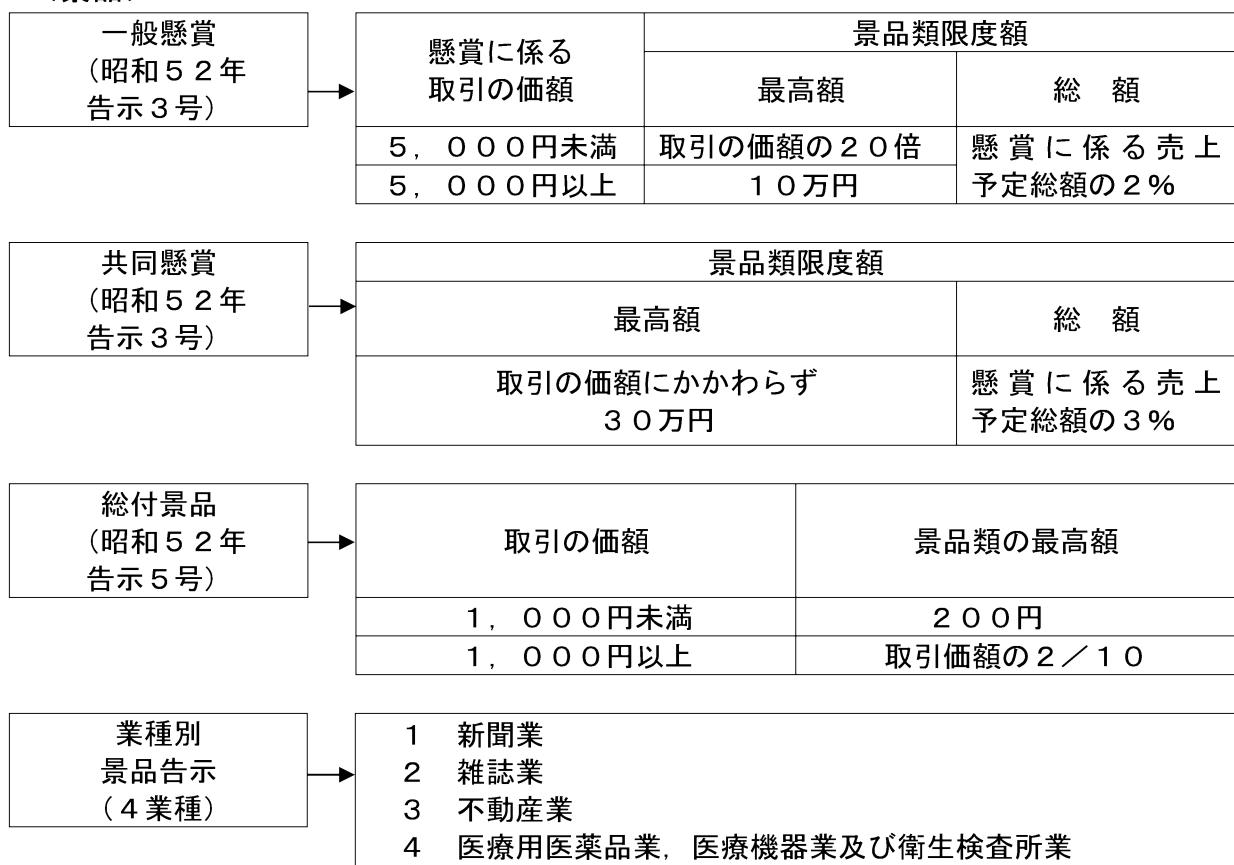
（注） 表示内容等を一部加工して記載。

景品表示法による規制の概要

<表示>



<景品>



○不当景品類及び不当表示防止法（抄）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（景品類の制限及び禁止）

第四条 内閣総理大臣は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保するため必要があると認めるときは、景品類の価額の最高額若しくは総額、種類若しくは提供の方法その他景品類の提供に関する事項を制限し、又は景品類の提供を禁止することができる。

（不当な表示の禁止）

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

（措置命令）

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を継承した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(課徴金納付命令)

第八条 事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るもの）を除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2・3 (略)

(事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置)

第二十六条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、景品類の提供又は表示により不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害することのないよう、景品類の価額の最高額、総額その他の景品類の提供に関する事項及び商品又は役務の品質、規格その他の内容に係る表示に関する事項を適正に管理するため必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

2～5 (略)

（指導及び助言）

第二十七条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その措置について必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び公表）

第二十八条 内閣総理大臣は、事業者が正当な理由がなくて第二十六条第一項の規定に基づき事業者が講ずべき措置を講じていないと認めるときは、当該事業者に対し、景品類の提供又は表示の管理上必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を行つた場合において当該事業者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

（報告の徴収及び立入検査等）

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 (略)

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会、事業者の事業を所管する大臣又金融庁長官は、前二項の規定により委任された権限を行使したときは、政令で定めるところにより、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

5～11 (略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抄）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（公正取引委員会への権限の委任）

第十五条 法第三十三条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第二十九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

令和2年度における沖縄地区の消費税転嫁対策の取組について

令和3年6月28日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室

はじめに

公正取引委員会は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の転嫁拒否等の行為（以下「転嫁拒否行為」という。）の未然防止のための取組と、転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組を進めてきたところである。

内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）においても、転嫁拒否行為に対して迅速かつ厳正に対処することを目的として、「消費税転嫁対策調査室」を設置し、沖縄公正取引室管内において消費税転嫁対策に係る取組を実施してきたところ、令和2年度における管内の取組状況は以下のとおりである。

第1 転嫁拒否行為に対する迅速かつ厳正な対処のための取組

1 励告・指導件数

管内においては、令和2年度は、転嫁拒否行為に対して、4件の指導を行っている（表1参照。消費税転嫁対策特別措置法施行後の勧告・指導件数の推移については、参考参照）。主な指導の概要は別紙のとおりである。

表1：勧告・指導件数

[単位：件]

年 度		令和2年度		令和元年度		累計（注1）	
		全国	沖縄地区	全国	沖縄地区		
措 置	指 导	280 《15》	4 《1》	743 《18》	8 《0》	全国 3,439 《189》	沖縄地区 47 《4》
	勧 告	5 《2》	0 《0》	6 《0》	0 《0》		
違反事実なし		113	1	130	0	59 《13》	0 《0》
						1,649	21

（注1） 平成25年10月から令和3年3月までの累計。また、全国の件数には、沖縄地区的件数を含む（以下同じ）。

（注2） 《 》内の件数は、大規模小売事業者に対する勧告・指導件数で内数。

問い合わせ先 内閣府沖縄総合事務局 総務部 公正取引室 消費税転嫁対策調査室

電話098-866-0034（直通）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/okinawa/

2 勧告・指導件数の業種別内訳

令和2年度の勧告・指導件数について措置の対象となった特定事業者^(注1)の業種別で分類すると、管内においては、情報通信業及び小売業が各1件(各25.0%)となっている(表2参照)。

(注1) 特定事業者とは、①大規模小売事業者、②特定供給事業者^(注2)から継続して商品又は役務の供給を受ける法人事業者である。

(注2) 特定供給事業者とは、①大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者、②資本金等の額が3億円以下である事業者、個人事業者等である。

表2:勧告・指導件数の内訳(業種別)

[単位:件(%)]

業種	令和2年度		令和元年度		累計(注1)	
	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区
建設業	40 (14.0)	0 (0.0)	86 (11.5)	0 (0.0)	414 (11.8)	2 (4.3)
製造業	49 (17.2)	0 (0.0)	107 (14.3)	1 (12.5)	788 (22.5)	4 (8.5)
情報通信業	27 (9.5)	1 (25.0)	55 (7.3)	0 (0.0)	298 (8.5)	5 (10.6)
運輸業	12 (4.2)	0 (0.0)	26 (3.5)	0 (0.0)	182 (5.2)	1 (2.1)
卸売業	13 (4.6)	0 (0.0)	57 (7.6)	0 (0.0)	244 (7.0)	3 (6.4)
小売業	25 (8.8)	1 (25.0)	85 (11.3)	1 (12.5)	394 (11.3)	7 (14.9)
不動産業	21 (7.4)	0 (0.0)	69 (9.2)	1 (12.5)	201 (5.7)	5 (10.6)
技術サービス業	12 (4.2)	0 (0.0)	19 (2.5)	1 (12.5)	156 (4.5)	3 (6.4)
学校教育・ 教育支援業	14 (4.9)	0 (0.0)	14 (1.9)	0 (0.0)	84 (2.4)	1 (2.1)
その他	72 (25.3)	2 (50.0)	231 (30.8)	4 (50.0)	737 (21.1)	16 (34.0)
合計	285 (100)	4 (100)	749 (100)	8 (100)	3,498 (100)	47 (100)

(注1) 平成25年10月から令和3年3月までの累計。

(注2) 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は、当該事業者の主たる業種により分類している。「その他」は娯楽業、金融・保険業等である。

(注3) ()内の数値は合計値に占める割合であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100とならない。

3 励告・指導件数の行為類型別内訳

令和2年度の勧告・指導件数について行為類型別で分類すると、管内においては、買いたたき（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）が4件（100%）と最も多い（表3参照）。

表3：勧告・指導件数の内訳（行為類型別）

[単位：件（%）]

行為類型	令和2年度		令和元年度		累計（注1）
	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区	
減額	40 (14.0)	2 (50.0)	218 (29.1)	3 (37.5)	390 (11.1)
買いたたき	278 (97.5)	4 (100)	668 (89.2)	7 (87.5)	3,077 (88.0)
役務利用又は利益提供の要請	0 (0.0)	0 (0.0)	21 (2.8)	0 (0.0)	70 (2.0)
本体価格での交渉の拒否	3 (1.1)	0 (0.0)	21 (2.8)	0 (0.0)	275 (7.9)
勧告・指導件数 (注2)	285	4	749	8	3,498
					47

（注1） 平成25年10月から令和3年3月までの累計。

（注2） 「勧告・指導件数」は、勧告及び指導の合計件数（第1表参照）。1事業者に対して複数の行為について措置を探っている場合があるため、各行為類型の件数の合計値は、「勧告・指導件数」と一致しない。

（注3） () 内の数値は、勧告・指導件数に占める割合であり、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その合計は100とならない。

4 特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和2年度は、転嫁拒否行為によって特定供給事業者が被った不利益について、管内において、特定事業者6名から、特定供給事業者134名に対し、総額3644万円の原状回復が行われた（表4参照）。消費税転嫁対策特別措置法施行後の原状回復額の推移については、参考参照）。

表4：特定供給事業者が被った不利益の原状回復の状況

年 度	令和2年度		令和元年度		累計（注1）
	全国	沖縄地区	全国	沖縄地区	
原状回復を行った特定事業者数	279名	6名	276名	5名	2,039名
原状回復を受けた特定供給事業者数	46,504名	134名	68,951名	117名	276,515名
原 状 回 復 額	7億3257万円	3644万円	38億2122万円	1779万円	81億9461万円
					8115万円

（注1） 平成26年4月から令和3年3月までの累計。

（注2） 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

5 転嫁拒否行為等に関する相談件数

転嫁拒否行為等に関する事業者からの相談や情報提供を一元的に受け付けるための相談窓口を設置しており、管内において、令和2年度は3件の相談に対応した（表5参照）。

表5：転嫁拒否行為等に関する相談件数

〔単位：件〕

	令和2年度	令和元年度
全国	553	2,102
沖縄地区	3	18

（注1） 平成25年4月から令和3年3月までの累計。

（注2） 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出に関する相談並びに情報提供を含む。

6 事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査

様々な業界における転嫁拒否行為に関する情報や取引実態を把握するため、管内においては、令和2年度は162名の事業者及び64の事業者団体に対してヒアリング調査を実施した（表6参照）。

表6：事業者及び事業者団体に対するヒアリング調査の実施件数

〔単位：件〕

	令和2年度		令和元年度		累計（注）
	事業者	事業者団体	事業者	事業者団体	
全国	1,430	892	1,648	559	21,718
沖縄地区	162	64	224	1	1,994

（注） 平成25年10月から令和3年3月までの累計。

7 移動相談会

事業者にとって、より一層相談しやすい環境を整備するため、管内においては、令和2年度は移動相談会を1回実施した（表7参照）。

表7：移動相談会の実施回数

〔単位：回〕

	令和2年度	令和元年度
全国	30	85
沖縄地区	1	1

（注） 平成25年度から令和2年度までの累計。

第2 転嫁拒否行為の未然防止のための取組

1 公正取引委員会・沖縄公正取引室主催説明会

消費税転嫁対策特別措置法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、公正取引委員会・沖縄公正取引室主催の説明会を実施しており、管内においては、令和2年度は1回実施した（表8参照）。

表8：公正取引委員会・沖縄公正取引室主催説明会の実施回数

[単位：回]

	令和2年度	令和元年度	累計（注）
全国	30	74	353
沖縄地区	1	1	13

（注） 平成25年度から令和2年度までの累計。

2 講師派遣

商工会議所、商工会、事業者団体等が開催する説明会等に、沖縄公正取引室の職員を講師として派遣しており、管内においては、令和3年3月末までに15回派遣した（表9参照）。

表9：講師の派遣回数

[単位：回]

	令和2年度	令和元年度	累計（注）
全国	1	59	638
沖縄地区	0	1	15

（注） 平成25年度から令和2年度までの累計。

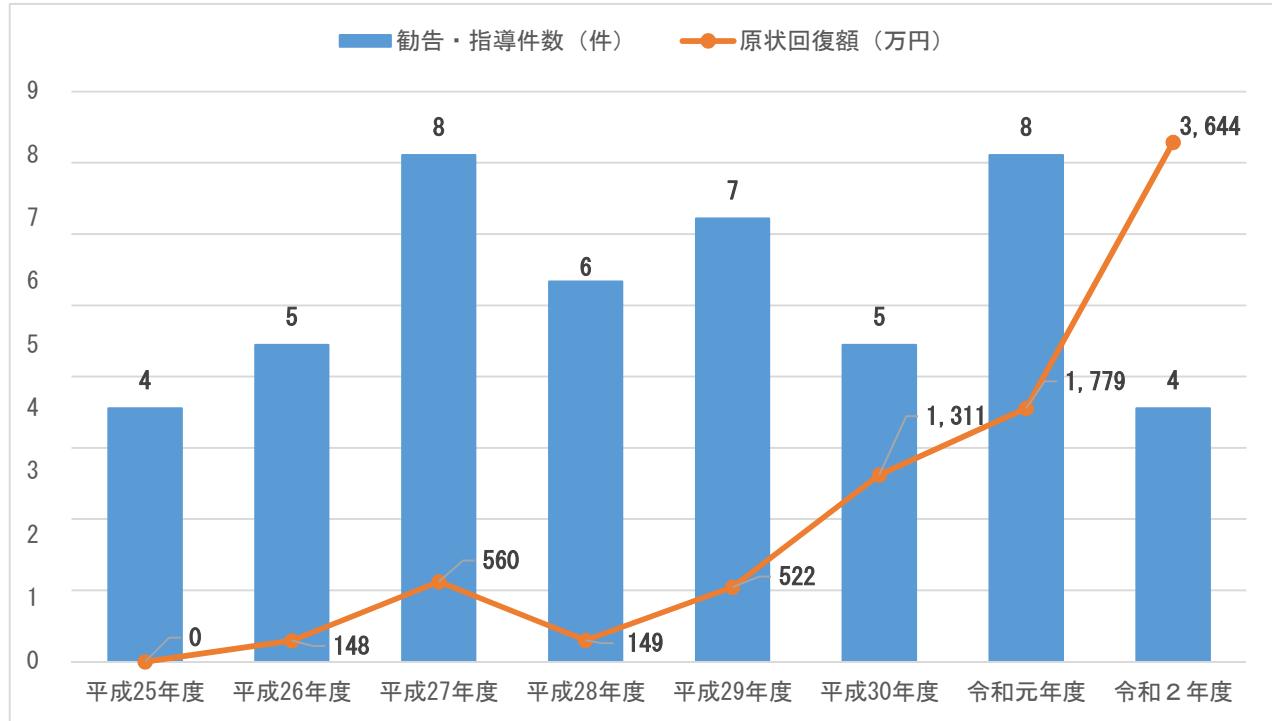
第3 転嫁カルテル及び表示カルテルの届出

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為（転嫁カルテル）及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為（表示カルテル）の届出並びに届出書の記載方法等に関する相談を受け付けているところ、管内においては、令和2年度はいずれもなかった。

なお、令和3年3月末までに、管内において、転嫁カルテル6件、表示カルテル4件の合計10件の届出を受理し、このほか届出書の記載方法等に関して、8件の相談に対応した。

沖縄地区における消費税転嫁対策特別措置法施行後の勧告・指導件数及び原状回復額の推移

[単位：件]



※ 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。

※ 平成25年度は平成25年10月から平成26年3月までの勧告・指導件数。

主な指導事例
(令和2年4月～令和3年3月)

1 減額（第3条第1号前段）

- ① 大規模小売事業者であり、食料品等の小売業を営むA社は、廃棄物処理業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、委託代金を本体価格で定めているところ、平成26年4月1日以後、本体価格に消費税相当額を上乗せせずに支払うことにより、消費税相当額を減じていた。
- ② システム構築等の情報通信業を営むB社は、データ移行の支援業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、委託代金を本体価格で定めているところ、令和元年10月1日以後も本体価格に旧税率（8%）を適用して支払うことにより、本体価格に新税率（10%）を適用した消費税込みの金額から減じていた。

2 買いたたき（第3条第1号後段）

- ① 粗大ごみの回収・処理事業を行うC市は、粗大ごみの収集運搬業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、令和元年10月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低く定めていた。
- ② 大規模小売事業者であり、食料品等の小売業を営むD社は、産業医業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。
- ③ システム構築等の情報通信業を営むE社は、システムエンジニアリングサービス業務を委託している事業者（特定供給事業者）に対し、平成26年4月1日以後の消費税込みの委託代金について、消費税率の引上げ分を上乗せすることなく、据え置いていた。